

令和3年4月9日

FATF(金融活動作業部会) 御中



一般社団法人全国銀行協会

## FATF「拡散金融のリスク評価に関するガイダンス案」に対するコメント

全国銀行協会<sup>1</sup>として、2021年3月1日にFATFから公表された「拡散金融のリスク評価に関するガイダンス案」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

### 1. 総論

金融機関は、大量破壊兵器の拡散に対する資金供与のリスクを特定、評価、監視、管理、および低減するプロセスを有するべきであるが既存の対象を特定した金融制裁および/またはコンプライアンスプログラムの枠組の中で行なわれてもよいことを、本文書でより一層明確化していただきたい。また、監督当局はこのことをよく理解した上で金融機関を監督するべきであることを、本文書でより一層明確化していただきたい。これらのテーマは改正された解釈ノートにも記載されており、本文書でも分散して記載されているが、金融機関が誤った解釈をして新たに重複したリスクアセスメントプログラムを構築してしまうことのないように、解釈ノートや本文書の既存の記載を強調してかつ目立つようにするために、エグゼクティブサマリーにより一層明確に記載すれば効果的だろう。

本ガイダンスにも記載されているが、勧告1および本ガイダンスの文脈では、大量破壊兵器の拡散に対する資金供与のリスクは、勧告7で言及されている対象を特定した金融制裁義務の潜在的な違反、未実施または回避についてのみ厳密かつ限定的に指し、勧告7の義務は、北朝鮮とイランの2カ国の個別の体制に適用される。これらの法域は経済制裁の対象であり、既に包括的な経済制裁とAMLのリスクアセスメントプログラムの要件を持ち、これを実施している金融機関も存在すると思われる。

適切に設計されたリスクアセスメントプログラムは、大量破壊兵器の拡散に対する資金

---

<sup>1</sup>全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。4月9日時点で正会員115行、銀行持株会社会員3行、準会員73行、特別会員58行、特別会員1行の合計250会員が加盟している。

供与、AML、経済制裁、人身売買、麻薬などのどれに関連しているかにかかわらず、不正な資金のすべての領域を見ている。適切な金融犯罪対策のプログラムは、脅威を全体に渡り見ており、不正な資金の変化し続ける世界に対処できるコントロールを策定・実施している。

## II. 各論

### 1. 「目的と背景」パラグラフ 4

本文書は、「セクション 1:大量破壊兵器の拡散に対する資金供与リスクの評価」、「セクション 2:大量破壊兵器の拡散に対する資金供与リスクの低減」、「セクション 3:大量破壊兵器の拡散に対する資金供与リスクの評価と低減の監督」の 3 つのセクションで構成されている。セクション 2 は国に対するガイダンスと金融機関/DNFBPsに対するガイダンスが区別して記載されているが、セクション 1 も同様に国に対するガイダンスと金融機関/DNFBPsに対するガイダンスを明確に区別して記載すればより一層効果的だろう。

### 2. 「Box 1.協議のための質問」

この導入セクションは、制裁を中心とする大量破壊兵器の拡散に対する資金供与と、特定された法域/指定された者の文脈外のより広範な大量破壊兵器の拡散に対する資金供与の活動は、区別して記載されているが、更に、国に対するガイダンスと金融機関/DNFBPsに対するガイダンスを明確に区別して記載すればより一層効果的だろう。

### 3. 「セクション 1:大量破壊兵器の拡散に対する資金供与リスクの評価」パラグラフ 28

大量破壊兵器の拡散に対する資金供与の資金源は国であり、この点はマネー・ローンダリングとは異なるが、イランなどテロリズムを支援する国とは共通の類型であると理解している。一方で資金の移転の手段は、このパラグラフが示すように、フロント企業やシェルカンパニーが利用されるということも含めて、他の種類の不法活動と異なるものではないと理解している。

### 4. 「セクション 1:大量破壊兵器の拡散に対する資金供与リスクの評価」パラグラフ 30

例えば規制品目リスト(Commerce Control List: CCL)には何千もの二重用途物品が掲載されており、その多くは非常に有用なものだが、これらの物品の特定と分類の責任を負っているのは銀行ではなく輸出者であると理解している。リスク評価プロセスの一環として、金融機関に二重用途物品を含む取引データを収集することを期待するのは合理的ではないと理解している。

以上